JR東海労ニュース

№ 721 2005年8月7日 JR東海労働組合

掲示物の一方的撤去は 認められない!

またまた中労委で勝利命令!

大阪第一車両所で再び勝利命令!

8月1日付けで、大阪第一車両所で掲示物が撤去されたことが不当労働行為にあたるか争われていた事件で、中労委から命令文が本部に届けられました。私たちの勝利命令です。

丰文

1 再審査申立人東海旅客鉄道株式会社は、 再審査被申立人ジェイアール東海労働組合及 び同ジェイアール東海労働組合新幹線関西地 本大阪第一車両所分会に対し、下記の文書を 速やかに手交しなければならない。

(略)

当社の新幹線鉄道事業部関西支社大阪第一車両所が、平成10年11月25日から平成11年9月28日までの間に、組合新幹線関西地本大阪第一車両所分会の組合掲示板から、掲出中の下記10点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会によって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにします。

会社の不当労働行為が